

渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、市内に定住をする意思をもって住宅の取得をする市外からの転入者に対し、予算の範囲内で移住者住宅支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録（以下「住民登録」という。）を行い、当該住民登録地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 指定転入者 市民であったことのない者で、生活の本拠とするため市内に転入して定住する者又は就職、就学等のために市民でなくなった日から1年以上経過した後に、再び市内へ転入して定住する者をいう。
- (3) 住宅等 市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）、区分所有されたマンション及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的とするものは除く。
- (4) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払い入手（相続、贈与及び交換等によるものは除く。）することをいう。
- (5) 若者夫婦世帯 夫婦いずれかが40歳未満である世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 18歳未満の子供を扶養する世帯をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当す

るものとする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 取得した住宅等の所有者（対象住宅等が共有名義のものである場合は、当該共有者の内から選任された1人）
- (2) 指定転入者
- (3) 住民登録をした日から1年を経過しない者
- (4) 市区町村税（前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める者は除く。

（助成対象住宅等）

第4条 助成金の対象となる住宅等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの
- (2) 現行の耐震基準に適合していることを証明できること（昭和56年6月1日以降の確認済証若しくは建築確認証明があるもの又は耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満と診断された住宅等について、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことが証明できるものに限る。）。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関連規定に適合していること。

2 不動産売買により取得する住宅等は、売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介し、売買契約書の契約日が平成28年4月1日以降であること。

（助成金の額）

第5条 助成金の金額は20万円とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の額に10万円を加算するものとする。ただし、複数の該当があっても一の該当とみなす。

- (1) 若者夫婦世帯
- (2) 子育て世帯

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、住民登録した日から1年以内に市長に申請しなければならない。ただし、申請に係る住宅等が共有名義であるときは共有者のうち1人を申請者とし、共有名義者同意書（様式第2号）により当該申請者が、他の共有者の同意を得た上で申請するものとする。

- （1） 世帯全員の住民票の写し
 - （2） 前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村が発行する市区町村税の納税証明書（未納額のない証明用）又は非課税証明書
 - （3） 助成対象住宅等に係る不動産の登記事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）
 - （4） 建築基準法に基づく検査済証の写し又は第4条第1項第2号に規定する現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
 - （5） 住宅等の案内図、配置図及び各階平面図
 - （6） 住宅等の工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - （7） 共有名義者同意書（共有名義である場合に限る。）
 - （8） その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合すると認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により助成金の交付の確定を受けた者は、速やかに助成金請求書（様式第4号）に前項の助成金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

（助成の制限）

第9条 助成金の交付は、助成対象者につき1回限りとする。

（交付の取消し）

第10条 市長は、助成金の交付の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、市長が助成金を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、助成金交付取消し通知書（様式第5号）により、助成金の交付の確定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付の確定を受けた者に対し助成金返還命令書（様式第6号）を交付し、期限を定めて支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。